

官報

号外 昭和二十四年十二月二日

○第六回 衆議院會議錄第一二十一號

昭和二十四年十二月一日(木曜日)

議事日程 第二十一号

午後一時開議

第一 食糧管理特別会計法の一部

を改正する法律案(内閣提出)

第二 国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出、

参議院送付)

第三 刑事補償法案(内閣提出)

第四 地方財政法等の一部を改正する法律案(上林山榮吉君外十

名提出)

第五 人事官彈劾の訴追に関する法律案(議院運営委員長提出)

第六 競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外十五名提出)

第七 禁煙用電話等の処理に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八 農業生産確保に関する決議案(小笠原八十美君外十名提出)

第九 東北振興に関する決議案(小笠原八十美君外十二名提出)

第十 予防接種に関する決議案(近藤鶴代君外十一名提出)

十一 日程第五 人事官彈劾の訴追に関する法律案(議院運営委員長提出)

十二 日程第六 競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外十名提出)

十三 日程第七 禁煙用電話等の処理に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第一 在外同胞引揚促進に関する決議案(中山マサ君外二十九名提出)

第二 予防接種に関する決議案(委員会審査省略要求事件)

第三 本日の会議に付した事件

日程第一 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 刑事補償法案(内閣提出)

日程第四 地方財政法等の一部を改正する法律案(上林山榮吉君外十名提出)

日程第五 人事官彈劾の訴追に関する法律案(内閣提出)

日程第六 競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外十五名提出)

日程第七 禁煙用電話等の処理に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第八 農業生産確保に関する決議案(小笠原八十美君外十名提出)

日程第九 東北振興に関する決議案(小笠原八十美君外十二名提出)

日程第十 予防接種に関する決議案(近藤鶴代君外十一名提出)

未復員者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)

特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)

医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(大石武一君提出)

日程第十一 ユネスコ運動に関する法律案(星島一郎君外十三名提出)

日程第十二 農業生産確保に関する決議案(小笠原八十美君外十名提出)

日程第十三 東北振興に関する決議案(小笠原八十美君外十二名提出)

日程第十四 予防接種に関する決議案(近藤鶴代君外十一名提出)

○議長(幣原嘉量郎君) 日程第一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、日程第一、国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律案(昭和二十四年法律第百七十六号)の一部を次のよう改定する。

第一條の二 各省各庁の長(財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、國

が販売する目的で取得し、生産し、又は製造した物品(取得した

物品に加工又は修理を加えたもの

を含む。)を売り拂う場合において、取引上の慣行その他売拂代金

納付前に物品の引渡を行ふことを必要とするやむを得ない事由があると認めるときは、国債その他確実な担保を提供させ、利息を附して、半年以内の延納の特約をすることができる。

第一條の見出しを削り、同條第一項中「各省各庁の長(財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をい

う。以下同じ。)は、「各省各庁の長は、前條の場合を除く外、」に改め、同項第三号及び第五号を削り、同項第四号を同項第三号とし、

○議長(幣原嘉量郎君) これより会議を開きます。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(都合により最終号の附録に掲載)

国所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案

未復員者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)

特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)

医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(大石武一君提出)

日程第十一 ユネスコ運動に関する法律案(星島一郎君外十三名提出)

日程第十二 農業生産確保に関する決議案(小笠原八十美君外十名提出)

日程第十三 東北振興に関する決議案(小笠原八十美君外十二名提出)

日程第十四 予防接種に関する決議案(近藤鶴代君外十一名提出)

第一條の二 各省各庁の長(財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、國

が販売する目的で取得し、生産し、又は製造した物品(取得した

物品に加工又は修理を加えたもの

を含む。)を売り拂う場合において、取引上の慣行その他売拂代金

納付前に物品の引渡を行ふことを必要とするやむを得ない事由があると認めるときは、国債その他確

実な担保を提供させ、利息を附して、半年以内の延納の特約をする

ことができる。

第一條の見出しを削り、同條第一

項中「各省各庁の長(財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をい

う。以下同じ。)は、「各省各庁の長は、前條の場合を除く外、」に改め、同項第三号及び第五号を削り、同項第四号を同項第三号とし、

同條第二項を次のよう改める。

2 各省各庁の長は、前條の場合を除く外、物品の管理上の都合により、これを急速に売り拂う必要がある場合には、同條の規定に準じて延納の特約をすることができる。
第三條第二項を次のように改め

2 各省各庁の長は、前項の場合を除く外、前二條に規定する場合において、特に担保を提供させることが必要でないと認めるとき、又は利息を附することが適当でないと認めるときは、これらの規定にかかるわらず、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

第四條第一項中「第二條」を「第一條の二」又は「第二條」に、同條第二項中「担保の提供を免除しようとする」を「担保の提供を免除し、又は利息を附さないことをしようとする」に改める。

(本則中第四條の次に次の二條を加える。)
（公田等に対する準用）
第五條 前五條の規定は、法令による公團、日本專売公社及び日本国有鐵道がその所有に属する動産を売り拂う場合における当該動産の売拂代金の納付及びその延納の特約に准用する。この場合において、第一條第一項第一号中「各省各廳」の内部又は各廳（財政法第二十一條に規定する各省各廳をいう。）の間で「國」と、前條第一項中「大藏大臣に協議しなければならない。」とあるのは「國」と、

法令による公団にあつては、「当該公団を所轄する各省各庁の長の承認を受けなければならない。」この場合において、各省各庁の長は、承認しようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。」と読み替えるものとする。

臣に協議しなければならぬ
読み替えるものとする。

國の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十四年十一月二十四日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長幣原喜重郎殿

する報告書

○小山長規君　ただいま議題となりました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を概略申上げます。

まことに、この法案が提出になりますれば、趣旨について申し上げます。第一に、食糧証券及び借入金等の限度額は現在一千五百億円となつておりますて、これ

は昭和二十三年産米の生産者価格を四百九円と見込んで計算されたものであります。が、今般、昭和二十四年産米の政府買入れ価格を四千四百円程度と見込み、さらに輸入食糧の増加等によりまして、食糧証券の発行高は、昭和二十五年一月末においては約千六百七十億円に達するものと見込まれるのであります。従いまして、この会計の運営を円滑にするため、食糧証券及び借入金等の法定限度額千五百億円を千七百億円まで引上げようとするものであります。

第二に、輸入食糧の増加と食糧価格の改訂等の影響によりまして、明年度に持ち越されます手持食糧の価格は、二十三年度末に比べまして相当の増額が予定されるのであります。が、食糧証券が増加いたしますと、この面から通貨の増發を來すおそれがありますので、通貨増発抑制のために、この年度末における残高を、前年度末における残高と同額の千百八十億円にすべきことといたし、また從来主食の生産者価格の引上げは消費者価格の引上げと同時に進行して参りましたが、今回は家計費への影響等を考慮いたしまして、消費者価格は今年十二月末まで現行価格にすべき置くことといたす予定であります。ため、その期間に生ずべき損失等をも考慮いたしまして、この会計の歳入不足を補填いたしましたため、一般会計から百七十億九千三百万円をこの会計に繰入れようとするものであります。

この法案は、十一月二十三日、本委員会に付託され、翌二十四日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、二十

七、二十八、二十九の三日間にわたり審議を行い、各委員より熱心な質疑が行われれ、それより政府側より答弁がありました。質疑応答の詳細については、速記録に譲ることといたします。

次いで討論に入り、田中委員は民主自由党を代表して、輸入食糧の増加と政府の米買入れ価格の引上げ等によつ

次いで採決に入りましたところ、起立多数をもつて、本案は原案の通り可決いたされました。

次に議題となりました國の所有に属する物品の売拂代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案について、大藏委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

党を代表して、特別会計の赤字補填を入れによるかは大きなポイントでもある、勤労大衆の生活いよ／＼窮屈しつつある今日、一般国民の負担となる総入れには反対である、また輸入食糧の増加は農村経済に重大なる影響を及ぼすものである旨を述べて反対の意を表せられ、宮腰委員は民主党野党派を中心として、運転資金の不足は借入金をもつてまかなくべきであり、食糧証券の発行を前年度の千百八十億円にとどめるためといふのは、顧みて他を言ふうのであると述べて、反対の意を表せられ、深澤委員は共産党を代表して、政府は資本運動操作のためであると言ふが、これは明らかに赤字の補填である、また政府の輸入食糧依存主義の現われである旨を述べて、反対の意を表せられ、内藤委員は新政治協議会を代表して、本年四月消費者価格引上げによる政府の手持米の値上りは百億円に

この法案が提出になりましたのは、
國の所有に屬する物品の売拂代金の納
付につきまして、第一に、延納の特約
ができる場合の規定を整備し、第二に、
延納に対する利息をつけないことがで
きるよう改め、第三に、この法律を
公團等にも準用することとしようとす
るためにあります。改正しようとい
たしております点は次の三点であります。
すなわち第一点は、延納の特約ので
きる場合の規定の整備に関するもので
ありまして、現行法におきましては、
売拂代金の納付を行ふことができ
難と認められます特殊の場合には、担
保を提供させ、利息を付して、一年以
内の延納の特約をすることができるこ
ととなつておりますが、このほかに、
取引上の慣行等によりまして、売拂代
金の納付前に、物品の引渡しを行ふ必
要があると認められます場合には、担
保を提供させ、利息を付して、半年以

内への延納の特約をすることができる」といたしております。

内に延納の猶終をすることができる」と
といたしておられます。
第二点は、延納に対する利息の免除
に関するものでありますて、現行法に
おいては、利息の免除がなされています。
○田中織之進君 私は、日本社会党を
代表いたしまして、ただいま議題とな
つておりまする、大蔵委員会に付託せ
られました二法案のうち、食糧管理特

○田中綏之進君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつておりまする、大蔵委員会に付託せられました二法案のうち、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行わんとするものであります。

第三点は、この法律によって、借入者に対する利息をつけないことが可能であることです。

第三点は、この法律を全国等に適用することに関するものであります。現行法におきましては、この法律の適用は国に限られておりますが、さらにこれを法令による公團、日本特定公社及び日本国有鉄道がその所有に属する物品を売り拂う場合におきまして、売拂代金の納付及びその延納の特

約をする場合にも準用することとした
しております。

以上がこの法案の要点であります
が、この法案は、十一月十二日、本委
員会に付託されたものであります。

十四日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、同日より質疑に入り、各委

員から熱心な質疑が行われ、それ／＼政府側より答弁がありました。質疑応

答の詳細については速記録に譲ることといたします。

九月二十九日 決入りましたところ、起立多数をも
ち、本案は原案の通り可決いたされ
ました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告が
あります。これを許します。田中織之
進君。

〔田中織之進君登壇〕

○田中織之進君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつておりまする、大蔵委員会に付託せられました二法案のうち、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行わんとするものであります。

政府は、最近における食糧需給状況の好転を理由といたしまして、一方においては、主食でありますいもの供出完了後の統制撤廃を決定いたしております。しかるにもかかわらず、一方におきましては、本特別会計法を改正いたしまして、一般会計からこの特別会計に百七十億の縁入れをしなければならぬようにいたしたのであります。そのために、輸入食糧が著しく増加を示しておるのであります。

さらに、政府の最近における食糧政策において、きわめて不可解な問題は、食糧需給の好転を叫んでおる反面において、いわゆる超過供出を法制化いたしまするところの食糧確保臨時措置法の改悪をいたしまして、昨日の本院におきまして、多数をもつて、むりやりにこれを押し切つてしまつたのであります。政府が大蔵委員会に提出いたしました資料によつても明らかなどとく、超過供出がその方法よろしきを得まするならば、今回政府が企図した法律をもつて強制するといふようなことをやらないでもよいのです。昨年度においても超過供出が予定以上に行われましたために、食糧管理特別会計においては二十億の赤字を出すといふような結果を来ておるのであります。

われくは、昨日の食糧法の改悪に対する反対いたしましたように、政府が、食糧政策におきまして、片一方において主食であるいもの統制を撤廃しながら、米麦等につきましては強権をもつて超過供出を強制しようとするがごとき矛盾擅着したところの政策に反対する建前におきまして、食糧管理特別会計の一般会計からの百七十億の縁入れに対しましては、われくは堅固として反対するものであります。(拍手)

さらに、なるほど政府のこのやり方をもつていたしましたならば、食糧管理特別会計における不足金が生ずることは、われくも認めるにやぶさかではありません。しかしながら、これは年度を通じて見まするならば、必ずしも赤字として出て来るものではないのであります。従つて、食管特別会計の運営のために必要な一時的な資金は、食糧証券の借りかえ、その他の方法によりまして、十分運営ができると思ふであります。

年度末になりますて食糧証券を増発いたしまするならば、通貨の膨脹を來すということを申しておりますが、これは大蔵大臣が、本会議場において、本年十二月末における通貨の増発につきまして、四、五億円の通貨の増発は決してインフレを助長するものではないと言明しておるのでありますから、食管特別会計に必要な資金は、食糧証券の借りかえ、増発という形におきましても、われくはこれを一時借り入れの形において運用すべきであるということを主張する立場から、この一般会計から縁入れに對しましては反対す

さらに反対する理由は、現行の米麦の消費者壳渡し価格と、農民からの買上げ価格との間に、二千二百五十円の

開きがあるということになります。このものすごい中間経費を削減すること

なく、政府は今回の米価決定にあたりましては、若干の生産者価格の引上げ

を行いましたけれども、これをスライドした形において、明年一月一日から

一一%の消費者価格の引上げを行わんとしており、この生産者価格と消費者

価格との間の二千二百五十円の中に
よ、食糧行政の一般的な経費までを織

り込んで いるとい う、きわめて 矛盾し た措置が行わ れてお るので あります。

この食糧行政費をまかなうために、今
日農民を中心といたしまして、一般国

民は、すでに担税力をオーバーいたしましたところの過重な税の負担をしておる

ことは、いうまでもないのです。従つて、食糧行政に必要な人件費

その他の経費は、当然一船回目が食料いたしたところのこの税金の中からまかぬべきであります。それにもかか

わらず、食管特別会計の独立採算制の名に漏れて、消費者価格に少なからぬ

食糧行政費を織り込んでいるというこの矛盾に対しましては、われくは断

じて承服する」ことができないのであります。

さらに一般会計から食糧会計に対し
て百七十億の繰入れをいたしますこと

は、農民にとつて言わしめるならば、一般の税金において第一回目に負担

し、消費者価格におきまして二回目の
税金の負担をし、さらに今回の一般会

計からの繰入れで百七十億を負担する

ということでありまして、税金の面に重あるいは三重になるということを指摘いたしたいのでございます。

さらに食糧特別会計の運営自体につきましても、昨年度において百二十四億という厖大なる赤字を出しておあり、消費者に対しましては掛売りを要望する声を踏みにじつておるにもかかわらず、三月三十一日現在で百三十億という未収金を出しておりますような理由によりまして、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案に対しましては、わが社会党わが社会党といたしましては断固反対の意思を表明するものでござります。

次に、国の所有する物品の売拂代金の納付に関する法律につきましては、われくは、この法律によりまして、いわゆる給料の遅配、欠配に基いて、一般勤労者から要望いたしておりますこと、同時に、今回の改正によりまして、公團の所有する物品の売拂にあたりましても、本法を適用するにあたりましては、最近通産省関係の公團におきまして、手持ちの滞貨を処分するにあたつて、マル公あるいは時価といふようなものを全然無視いたしまして、需要者の希望する価格によつて拂い下げるというようなことが、この法律の改正を見越して企図せられておることを聞きまするので、今回のこの法

律の改正の趣旨に従いまして、公団等の所有する物品の売拂いに関しましては、國有財産処分の基本方針を必ず堅持し、この法律に規定せられておる條項をかたく適用しなければならないといふ、この二つの希望意見を申し述べまして、本案に対しましては賛成の意思を表明する次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 宮腰喜助君。

【宮腰喜助君登壇】

○宮腰喜助君 私は、民主党野党派を代表いたしまして、食糧管理特別会計法の一部改正案に対しまして、反対をするものであります。(拍手)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の第一点は、食糧証券及び借入金等の限度額千五百億円を千七百億円に引き上げようとする 것입니다。第二点は、この会計の歳入不足を補填するため、昭和二十四年において、一般会計から百七十億余円を限りこの会計に繰入れをすることができるということの改正案であります。要するに運転資金の不足補填であります。しかし、運転資金の不足補填である限り、借入金でまかなうのが当然であります。現に法律でも借入金のできる制度が開かれているにもかかわらず、税金收入をもつてまかなうことは適当でないであります。

また一面、インフレ防止対策として考えるとしても、借入金で一向支障ないはずであります。輸入食糧を輸入すれば、必ず代金は回収されるわけがあるので、その間の單なる一時的つなぎ資金たる性質のものだから、何れインフレ原因となる理由は存在しないであります。いわんや、食糧証券の年度

未残高を、前年度末と同額の千百八十億円にすえ置くために必要だと言われるがことき政府の説明は、顧みて他を言ふものであります。従つて、税金支

弁によらんとする政府案を、借入金によることにより、少くとも百七十億円だけを農業所得税等の軽減に充つべきであります。

またシャウブ勧告案にも、農業所得税軽減を本年十月一日よりなさるべきであるということになつてゐるにかかります。今回の中所得税特別会計案には、全然考慮されておりません。また改正予算にも、土地改良費などは全然盛られていません。これらより考えて、農業所得税軽減、土地改良等の積極的財源として活用することが、現下の国民に對しましては、何ら触れていない

事であります。従つて、われくは、鐵道運賃の値上げによりまして食管特別会計の運転資金が増加したといふことであります。だが、その根拠であります。実は、この赤字こそが問題であります。従つて、われくは、鐵道運賃の値上げに対するところの百三十億の厖大な赤字に対しましては、何ら触れていない

事であります。従つて、われくは、鐵道運賃の値上げが生計費に影響いたしました。さらに消費者に對しましては、本年の四月、消費者価格を上げる場合におきまして、農林大臣は、農林委員会において、はつきり声明しておる。来年の四月まで一箇年間のあらゆる要素を取り入れて値上げしたのであるから、来年四月までは、一年間絶対に米価は上げないということを公約されておるにもかかわらず、来年一月から米価を指摘しなければならないのであります。

ことに、食糧の国内自給態勢の強化は、日本經濟自立の大前提であるのに、政府はこれについて何らの計画もなく、また海外食糧事情の趨勢についての見通しもなくして、本年百五十万トンの主食增加輸入を決定し、明年度三百七十万トンにも上る輸入をなさんところが、二十三年度の決算におきまして、食糧公団は五十四億の預貯金を持ちながらも、政府に対する支拂いを五十数億意つておるという事実がある

とするところに、国民的不満と農民の懸念があることは否定できない。このような無計画的な食糧輸入に伴う不当なる血税支弁のため、一般会計より特別会計に繰入れることには、絶対反対せざるを得ないのであります。以上をもしまして、私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 深澤義守君。

【深澤義守君登壇】

○深澤義守君 ただいま議題となりました二法案に対しまして、日本共産党

は反対の意思を表明するものであります。

第一の食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案であります。この法律案は、米価の値上げによることと、輸入食糧の増加によることと、さらに税金軽減を本年十月一日よりなさるべきであるということ、さらには、農業所得

を

赤字を何とかして隠蔽せんとして、これを農民と消費者に転嫁しようとして努力しているのであります。本年度ににおけるところの全国的な産米の検査が嚴重になつたといふことも、これは公

團の食糧管理特別会計の赤字をカバーしようとする政府の努力であります。

さらに超過供出価格の三倍を二倍に切

り下げたことも、その一つの現われであります。さらに消費者に對しましては、本年の四月、消費者価格を上げる場合におきまして、農林大臣は、農林委員会において、はつきり声明しておる。

来年の四月まで一箇年間のあらゆる要素を取り入れて値上げしたのであるから、来年四月までは、一年間絶対に米価は上げないということを公約されておるにもかかわらず、来年一月から米価を指摘しなければならないのであります。

さらに鉄道運賃の問題であります。が、この値上げが生計費に影響いたしました。国民に非常な影響を與えるとおもふたであります。さらに消費者に對しましては、何ら触れていない

事であります。

さらに鉄道運賃の問題であります。が、この値上げが生計費に影響いたしました。農業がます／＼圧迫されるという結果になる。こういう意味において、われわれは、この法案に對して反対するのであります。

さらに鉄道運賃の問題であります。

第三の、國の所有に屬する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する問題であります。この問題に對しましても、われくは、國の所有に屬する物品、公社の所有に屬する物品、公社の所有に屬する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する問題であります。すでに新聞にも発表せられております。すでに全国数箇所におきまして、この食糧公団をめぐるところの不正事件が突発しているのであります。従つてわれくは、この政府機関運営を徹底的に検討することなしに、本案に對して賛成することは断じてできないであります。

第三の、國の所有に屬する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する問題であります。すでに新聞にも発表せられております。すでに全国数箇所におきまして、この食糧公団をめぐるところの不正事件が突発しているのであります。従つてわれくは、この政府機関運営を徹底的に検討することなしに、本案に對して賛成することは断じてできないであります。

延納を認める、あるいは担保の利息を免除することができるというような規定を設けること自体の中に、今後政府と官僚と業者との間にいろいろなスキャンダルを生む可能性がある。そういう危険性をこの法案の中にはつきり見ることができます。

政府は、一面において労働者に低賃金を押しつけ、農民に対して低米価を押しつけ、さらに税金の問題に対しましては、強権をもつて取上げるという苛酷な手段をとらながらも、一方業者に対しては、この国の物品を拂い下げることで、半簡年の延納を認められる、ある場合には担保利子を免除するのを認めるが、この法案は、明らかに片手落ちの处置であり、そこにわれくは、今後におけるところの不正腐敗が生れる原因をつくつておるという意味において、本法案に断じて賛成することはできない。

こういう意味において、日本共産党は、この二法律案に対しまして、断固として反対の意を表明するものであります。

○議長(幣原喜重郎君) 田中啓一君。
〔田中啓一君登壇〕

○田中啓一君 私は、民主自由党を代表いたしまして、ただいま上程の二法案に対し賛意を表するものであります。(拍手)

第一、食管特別会計法の改正は、委員長の報告にもありました通り二点でありますて、一つは、本特別会計の借入れ限度が現在千五百億円でありますと、一つは、二十四年度末におきましては、一般会計より百七十億九千三百

万円を本特別会計に繰入れんとするものであります。本特別会計は、その前身たる米穀需給特別会計設置のときから勘定いたしましたと、約三十年になるのでありますと、その間、政府は買入量の増加と、また食糧の価格騰貴に従いまして、借入れ限度もしばしく拡張して参りました。当初、大正十年には二億円でありますものが、現在は千五百億円になつておるのであります。今後の食糧需給の推移を見込みまして、買入れ最盛期である明年一月末には、なお買入れ資金が約二百億円近く不足する見込みでありますので、ここに限度を二百億円だけ拡張せんとするものであります。

次に、本特別会計に百七十億円を繰入れせんとする理由を申し上げますと、本会計年度末、すなわち明春三月未における政府の手持食糧の数量は、昨年度末に比べまして著しく増加いたしましたして、約三百八十一万九千トンに上る見込みであります。昨年度に比べますと約八十万吨の増加であります。従つて、これに見合います政府の借入金、すなわち内容を申しますれば、食糧証券でございますが、その発行額は約千三百五十億に上らねばならぬこととなるわけであります。すなわち、これまでの増加見込みであるのであります。

この増加は、日本銀行の紙幣増発といふことに、それだけなるわけであります。今や、インフレーションによつて始めたとは言ひながら、なお引締めるべきは引締める段階であると思ふのでありますて、政府が、この年度

末を越すのに、紙幣増発の方法によらず、一般会計よりの繰入金によつてこれをまかねんとするのは、適切であると考えるのであります。

本案に反対の方々の御議論を伺つておりますと、この一般会計より特別会計に繰入れることにつきまして、いろ御議論があるようあります。中には、これをもつて赤字を補填するものなりと、かようにおつしやる方も

あるのでございますが、先ほど申しましたように、明年三月末におきまする政府の手持食糧の額約八十万トン、五百万石というものを金に換算いたしますれば、ちょうど百七十億前後になるのであります。財産の額と借入金の額とは、ぴつたりと一致するのであります。

まして、何らこのために赤字補填の意味はないと思うのであります。さような次第でありますと、私どもは、本食管特別会計には賛意を表する次第であります。

また次の、国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一項を改正する法律案につきましても、現下の法律第百三十一号による通常手続又は再審若しくは非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が同法、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)又は経済調査厅法(昭和二十三年法律第二百六号)によつて未決の抑留又は拘禁を受けた場合には、その者は、国に対する請求することができる。

2 死亡した者について再審又は非常上告の手続において無罪の裁判があつた場合には、補償の請求については、死亡の時に無罪の裁判があつたものとみなす。

第三條 左の場合には、裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる。

一 本人が、捜査又は審判を誤まつた場合には、裁判所の健

らせる目的で、虚偽の自白をして、抑留又は拘禁による補償を請求することができる。

2 上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が原判決によつて無罪の裁判を受けた場合は、その者は、國に対する請求することができる。

裁判を受けた者が原判決によつて無罪の裁判を受けた場合には、その者は、國に対する請求することができる。

二 一個の裁判によつて併合罪の一部について無罪の裁判を受けた場合に、前條及び次條に規定する場合を除いては、その日数に応

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、日程第二につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よ

3 刑事訴訟法第四百八十四條から第四百八十六條まで(同法第五百五條において準用する場合を含む。)の收監状による抑留及び同法第四百八十一條第二項(同法第五百五條において準用する場合を含む。)の規定による留置並びに犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百四十二号)第四十五條の引致状による抑留及び留置は、前項の規定の適用については、刑の執行又は拘置とみなす。

第五百五條において准用する場合を含む。の收監状による抑留及び同法第四百八十一條第二項(同法第五百五條において準用する場合を含む。)の規定による留置並びに犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百四十二号)第四十五條の引致状による抑留及び留置は、前項の規定の適用については、刑の執行又は拘置とみなす。

じて、一日二百円以上四百円以下の割合による額の補償金を交付する。懲役、禁錮若しくは拘留の執行又は拘置による補償においても、同様である。

2 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、うべきであった利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。

3 死刑の執行による補償においては、五十万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付する。但し、本人の死亡によつて現に生じた財産上の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に五十万円を加算した額の範囲内とする。

4 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、同項但書の証明された損失額の外、本人の年齢、健康状態、収入能力その他の事情を考慮しなければならない。

5 裁判所は、科料の執行による補償においては、すでに徴収した罰金又は科料の額に、これに対する徴収の日の翌日から補償の決定のまでの期間に応じ年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。労役場留置の執行をしたときは、第一項の規定を準用する。

6 没収の執行による補償においては、処分されなかつた没収物、処分

された没収物の時価に等しい額の補償金又は没収した追徴金の額にこれに対する徴収の日の翌日から補償の決定の日までの期間に応じ年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。

第五條 補償を受けるべき者が同一の原因について他の法律によって損害賠償を受けた場合において

その損害賠償の額がこの法律によつて受けるべき補償金の額に等しいか、又はこれを越える場合には、補償をしない。その損害賠償の額がこの法律によつて受けるべき補償金の額に等しいか、又はこれを越える場合には、補償をしない。

第六條 補償の請求は、無罪の裁判をした裁判所に対してもしなければならない。

第七條 補償の請求は、無罪の裁判が確定した日から三年以内にしなければならない。

第八條 相続人から補償の請求をする場合には、本人との続柄及び同順位の相続人の有無を疎明するに足りる資料を提出しなければならない。

第九條 補償の請求は、代理人によつてもすることができる。

第十條 補償の請求は、代理人によつてもすることができる。

第十一條 裁判所は、相続人から補償の請求を受けた場合において、他に同順位の相続人があることを知ったときは、すみやかにその同順位の相続人に対し補償の請求の旨を通知しなければならない。

第十二條 補償の請求をすることのできる同順位の相続人が数人ある場合には、補償の請求をした者は、他の全員の同意がなければ、請求を取り消すことができない。

第十三條 補償の請求をした者が請求を取り消したときは、その取消をした者は、さらに補償の請求をしない。

第十四條 補償の請求があつたときは、裁判所は、検察官及び請求人の意見を聞き、決定をしなければならない。決定の副本は、検察官及び請求人に送達しなければならない。

第十五條 補償請求の手続が法令上の方式に違反し、補正することができないとき、若しくは請求人が裁判所から補正を命ぜられてこれに応じないとき、又は補償の請求が第七條の期間の経過後にされたときは、請求を却下しなければならない。

第十六條 補償の請求が理由のあるときは、補償の決定をしなければならない。理由がないときは、請求を棄却しなければならない。

第十七條 補償の請求をするとの申立てがあるときは、最高裁判所に特有の申立てがある。

第十八條 第十六條の決定に対しても、請求人及びこれと同順位の相続人は、即時抗告をすることができる。

第十九條 第十六條の決定は、請求人及びこれと同順位の相続人は、即時抗告をすることができる。

第二十条 第十九條から第十五條まで、第十一條及び前條の規定は、前二項の場合に準用する。

第二十一条 第十九條の規定は、前二項の規定をした裁判所に請求しなければならない。

第二十二条 第十九條の規定は、前二項の規定をした裁判所に請求しなければならない。

第二十三条 第十九條の規定は、最高裁判所が高等裁判所であるときは、その高等裁判所に異議の申立てをすることができる。但し、その決定をした裁判所が確定したときは、その決定を受けた者の申立てにより、すみやかに決定の要旨を、官報及び新聞紙に掲載して公示しなければならない。

第二十四条 裁判所は、補償の決定が確定したときは、その決定を受けた者の申立てにより、すみやかに決定の要旨を、官報及び新聞紙に掲載して公示しなければならない。

第二十五条 裁判所は、補償の決定が確定した後二箇月以内にしなければならない。

第二十六条 第一項の公示があつたときは、さらに同項の申立てをすることはできない。

第二十七条 第一項の規定は、第五條前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した場合に準用する。

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。但し、昭和二十五年三月三十日以前に補償の決定又は第五條前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した事件については、第二十四條の公示は、同條の規定にかかわらず、官報だけで行うものとする。
- 刑事補償法（昭和六年法律第六十号。以下「旧法」という。）は、廃止する。
- この法律は、この法律に特別の定のある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 日本国憲法施行後の法律施行前に無罪の裁判を受けた者に係る補償については、この法律施行後三箇月以内に、この法律の規定により補償の請求をすることができることとする。
- この法律施行前の補償の決定があつた事項について前項の規定による補償の請求があつた場合には、裁判所は、前にした補償の決定による補償金の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。
- 旧法の規定により補償をした旨が官報に掲載されたときは、第四項の請求に対し補償の決定又は第五條前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定があつた場合でも、第二十四条の規定による申立をすることはできない。
- 前四項の規定の適用については、旧刑事訴訟法（大正十一年法

律第七十五号）又は日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号。以下「應急措置法」という。）の規定による事項で、刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

8 應急措置法第十七條の上告において無罪の言渡を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法第十一條第二項の規定による拘置を受けた場合には、その刑の執行及び拘置は、この法律の適用については、第一條第二項の規定による刑の執行又は拘置とみなす。

本質は、國家賠償法の本質と同様の考え方をとりました。第二に、刑事補償の原因を拡大しました。第三に、補償金額を引上げました。以上が政府原案の要旨であります。

さて、法務委員会においては、十一月十日より審議を開始しました。質疑のおもなるものは、第一に、憲法に定める無罪の裁判の中に、無罪に近い裁判をも含むのではないか、具体的に言えば、公訴の棄却の判決、決定や、免訴の判決などを含むのではないかという質疑がありました。第二に、補償請求権は、譲渡禁止だけでなく、差押え禁止をもしてはどうかという質疑がありました。

次いで修正案が提出されました。その内容は、補償期限の「三箇月」を「一箇年」とすること、「差押えの語句を入れることなどであります。

かくて、十一月二十九日採決に入り、修正案は全会一致にて可決されました。

○角田幸吉君 ただいま議題となりました刑事補償法案について、その要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず要旨から申し上げますと、新憲法は、第四十條において刑事補償を規定しております。この規定は、もし刑

事司法機関が誤りに陥つたときは、国民に対し國に対する補償請求権を認め、もつて人身の自由を保障せんとしているのであります。しかし現行の刑事補償法は、旧憲法時代に制定されたものであつて、多々改正すべき点があります。

その内容は、第一に、刑事補償法の適用について、第一條第二項の規定による事項とみなす。

本質は、第一に、憲法に定める無罪の裁判の中に、無罪に近い裁判をも含むのではないか、具体的に言えば、公訴の棄却の判決、決定や、免訴の判決などを含むのではないかという質疑がありました。第二に、補償請求権は、譲渡禁止だけでなく、差押え禁止をもしてはどうかという質疑がありました。

次いで修正案が提出されました。その内容は、補償期限の「三箇月」を「一箇年」とすること、「差押えの語句を入れることなどであります。

かくて、十一月二十九日採決に入り、修正案は全会一致にて可決されました。

○角田幸吉君 ただいま議題となりました地方財政法等の一部を改正する法律案（上林山榮吉君外十名提出）について、第一條 地方財政法（昭和二十三年法律第二百四十九号）第二條の規定により旧刑事訴訟法及び應急訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、この法律の適用について、これらの法律の規定による事項で刑法の規定による拘置を受けた場合には、その刑の執行及び拘置は、この法律の適用については、第一條第二項の規定による刑の執行又は拘置とみなす。

本條は、日本国憲法の施行に伴う

事

司

法

機

關

が

誤

り

に陥つたときは、國

民

に

對

し

國

對

する

補

償

請

求

權

を認

め

ま

る

の

と

い

う

で

あ

り

ま

す

。

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第三條 地方自治法設置法（昭和二十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第十二号（二十一）を「市町村」の下に「又は地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）」により当せん金附証票を発売することができる市」を加える。

第十條第一号中「昭和二十三年法律第百九号」を削る。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

たのであります。今回その範囲を戦災都市一般に推し及ぼし、戦災による財政上の特別の必要を勘案して、内閣総理大臣が指定した市にも発売し得るよう改正するものであります。しかし、この趣旨に基き、地方財政法の一部、当せん金付証票法の一部並びに地方自治法設置法の一部にそれ／＼所要の改正を加えんとするのが、本改正案の内容であります。

本改正案の提案理由は、これによつて戦災の痛手から立ち上るべく、財政難と闘いつつ努力している戦災都市に、その財源調達を容易ならしめようとするにあることは、多く説明いたしましたがございません。

質疑応答の後、討論、採決に入り、多数をもつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。
(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。谷口善太郎君。

○谷口善太郎君 日本共産党は、本案に対する反対いたします。

戦災都市の復興のためにいろいろと援助し、その財政をゆたかにする必要のあることは当然であります。しかし、これは国がなすべき当然のことでありまして、今提案になりましたように、地方自治体、特に戦災都市に、しかも当せん金付の、いわゆる富くじを売らすことによって金を集め、その責任に転嫁するというやり方につきましては、私どもは賛成できないのであります。

戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針という閣議決定によりまして、いわゆる五箇年計画がきまつて、これから来る国民生活の窮乏は、ここ数年まるであります。これに基いて国が戦災都市に與える公共事業費は五十六億くらいであると、いうことが伝えられております。しかも、この五箇年計画で、最初の年は年を通じて三百六十二億くらいであると、いうことが伝えられております。しかし、この五箇年計画で、最初の年は三十六億くらいしか国が負担しないということが伝えられております。そういうことが伝えられております。戦争によつて三十幾つかの都市が破壊され、この恐ろしい戦災の陰には、戦争によつておそろしい金儲けをしたところの財閥、資本家、官僚及び軍閥の上層がおります。この連中の戦争によって得た不当な利得を国が取上げて、当然この戦災都市の復興の財源に充てるべきだと私どもは考えておる。にもかかわらず、政府は、そのようなことをなきらずに、戦災をこうむつて困つておる都市に、この復興計画のほとんどすべてを転嫁するようなことをやつて來ておる。上林山君その他から出された本案も、この政府の施策を裏づけるために、つまり政府の責任でなべきことを地方団体に転嫁するという、この施策のしり馬に乗りまして、しかも富くじを売らせる、ばくちをやらせる、こういう形で戦災復興をやろうとするのであります。

諸君は、今町で売られておるいわゆる富くじ、当せん金付の、あの宝くじというものは、どういう人々に買われておるか、どういう益を與えておるかを御承知でしようか。終戦後のインフレの中で、やみ購入力の蓄積がある。これを捕捉できないという理由から、富くじの発行を許しております。しかし、たとえば茨城県のごとく、宝くじを売り、百万円がほしいという、いわゆる射幸心につられて、非常にむりをして、これにひつかつておる。おかみさんたちが、子供を背負つて、あの宝くじを買う列の中にいる。はだしの子供たちも、これに加わつておる。三十幾つかの都市にこの宝くじを売らせることで、もつと／＼ひどく、この不健全な、病的な生活にこういう人々を追い込んで行くところの道を開くというやうなことが、この案であると私どもは思うであります。

これは、たとえば教育の問題で、何ら教育に対する積極的な方途を持たず、教育の低下が、普通の小さい子供にまで、非常な勢いで今現われておる。この愚民政策、あるいはまたホテルをよくするとか、観光道路をつくるとか、外国からの観光客を集めて、日本を向むかうとする。いわゆる観光事業のごときパン／＼ガール的な政策とも表裏するものであると思つてあります。

今まで、都道府県あるいは五大都市、これが当せん金付のいわゆる宝くじといふ議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

証票法によりますと、事業計画をはつきりして、それによつて許可するといふことに、一應なつておりますが、何認めます。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。

日程第五、人事官彈劾の訴追に関する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長大村清一君。

人事官彈劾の訴追に關する法律案

人事官彈劾の訴追に關する法律案

人事官彈劾の訴追をするには、国会の議決を必要とする。

第一條 人事官彈劾の訴追について

は、国会の議決を必要とする。

(国会の代表)

第二條 人事官彈劾の訴追について

は、衆議院議長が国会を代表する。

(訴訟を行ふ議員の指定及び権限)

第三條 人事官彈劾の訴追があつたときは、衆議院議長は、参議院議長と協議して衆議院又は参議院の議員を指定しその訴訟を行わせる

ことができる。

前項の指定を受けた議員は、当該訴訟について裁判上の一切の行為をする権限を有する。

3 第一項の指定を受けた議員は、訴訟代理人の選任その他重要な事項については、衆議院議長と協議するものとする。

(訴訟を行う議員の指定の取消及び辞任)

第四條 衆議院議長は、必要があると認めるときは、参議院議長と協議して前條第一項の指定を取り消すことができる。

2 前條第一項の指定を受けた議員は、衆議院議長の許可を得てその指定を辞することができる。

第五 人事官彈劾の訴追に關する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多數。よつて本案は委員長報告通り可決いたしました。

〔賛成者起立〕

第五 人事官彈劾の訴追に關する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第五は委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

ら競馬を主催することができるようになつてゐるのですが、六大城市のうち、京都は戦災市ではなく、東京は府県並に扱われていますので、特別問題はないとして、他の横浜、東名古屋、大阪、神戸のごとく、戦災者多く、都市復興に要する経費も巨額に上る一方、市財政は極度に窮屈を告げております大都市が、一般市町村と同様の取扱いを受けていますことは、むしろ恩平等とも称すべきでありますので、この際競馬法の一部を改正して、府県同様に、年四回以内に増加し、市財政拡充に資したいというのが、本法案提出の理由であります。

本案は、十一月三十日農林委員会付託と相なり、ただちに提案者の説明を聞いたのですが、改正内容は至つて明瞭であり、しかも、これらの都市は、市内及びその周辺に多数の競馬ファンを擁しており、出場馬にも事欠かず、かつ設備も整つておりますので、競馬回数の増加に対応する條件は完全に具備せるものと認められますので、質疑討論を省略することとし、ただちに表決に付しましたところ、全会一致をもつて原案のまま可決すべしものと決した次第であります。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。以上御報告いたします。(拍手)

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

ら競馬を主催することができるようになつてゐるのですが、六大城市のうち、京都は戦災市ではなく、東京は府県並に扱われていますので、特別問題はないとして、他の横浜、東名古屋、大阪、神戸のごとく、戦災者多く、都市復興に要する経費も巨額に上る一方、市財政は極度に窮屈を告げております大都市が、一般市町村と同様の取扱いを受けていますことは、むしろ恩平等とも称すべきでありますので、この際競馬法の一部を改正して、府県同様に、年四回以内に増加し、市財政拡充に資したいというのが、本法案提出の理由であります。

本案は、十一月三十日農林委員会付託と相なり、ただちに提案者の説明を聞いたのですが、改正内容は至つて明瞭であり、しかも、これらの都市は、市内及びその周辺に多数の競馬ファンを擁しており、出場馬にも事欠かず、かつ設備も整つておりますので、競馬回数の増加に対応する條件は完全に具備せるものと認められますので、質疑討論を省略することとし、ただちに表決に付しましたところ、全会一致をもつて原案のまま可決すべしものと決した次第であります。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。以上御報告いたします。(拍手)

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第七 警察用電話等の処理に関する法律案

法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第七、警察用電話等の処理に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。電気通信委員長辻寛一君。

警察用電話等の処理に関する法律案

第三條 前條の規定により国に譲り渡す警察用有線電気通信設備、機器及び素材の代価を決定するため、電気通信省に警察用有線電気通信設備評価審議会(以下「評価審議会」といふ)を置く。

2 評価審議会は、委員長及び委員七人をもつて組織する。

3 委員は、左に掲げる者につき電気通信大臣が任命する。

一 電気通信省の職員 二人

二 大蔵省の職員 一人

三 國家公安委員会の委員又は國家地方警察本部の職員 二人

四 地方自治委員又は地方自治厅の職員 二人

五 委員長は、電気通信大臣をもつて充てる。

6 評価審議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

7 評価審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(代価の決定)

第四條 第二條の規定により国が譲り受けた警察用有線電気通信設備の代価は、この法律施行の日における創設費からその耐用年数によ

り算出した減価部分を控除した額を基準とし、その設備の利用でき

る程度を参考し、やくして評価審議会

で定める額とする。

2 第二條の規定により国が譲り受ける機器及び素材の代価は、統制額の定のないものについてはそ

の日における市場価格を基準とし

て評価審議会で定める額とする。

(支拂方法及び利子)

第五條 国は、第二條第二項に規定する代価として、昭和二十五年度から毎年、前條の規定により評価

審議会が定める額の五分の一を下

らない額を支拂うものとする。

(譲渡の時期)

第六條 第二條の規定による譲渡

は、この法律施行後六箇月以内に完了しなければならない。

(設備料の徴収免除)

第七條 国は、第二條の規定により

譲り受けた電話設備のうち、同條

の所在する場所において、市内專用電話の回線(これに接続する機器を含む)として使用する場合

においては、その設備料を徴収す

ることのできない。

(設備の専用)

第八條 国は、地方公共団体の所有

する警察用有線電気通信設備を使

用してこの法律施行の際現に行わ

2 2 国は、前項の規定により警察用有線電気通信設備、機器及び素材を譲り受けた場合には、この法律に定めるところに従い、代価を支

付

三 搬送装置

4 4

5 5

6 6

7 7

8 8

9 9

10 10

11 11

12 12

13 13

14 14

15 15

16 16

17 17

18 18

19 19

20 20

21 21

22 22

23 23

24 24

25 25

26 26

27 27

28 28

29 29

30 30

31 31

32 32

33 33

34 34

35 35

36 36

37 37

38 38

39 39

40 40

41 41

42 42

43 43

44 44

45 45

46 46

47 47

48 48

49 49

50 50

51 51

52 52

53 53

54 54

55 55

56 56

57 57

58 58

59 59

60 60

61 61

62 62

63 63

64 64

65 65

66 66

67 67

68 68

69 69

70 70

71 71

72 72

73 73

74 74

75 75

76 76

77 77

78 78

79 79

80 80

81 81

82 82

83 83

84 84

85 85

86 86

87 87

88 88

89 89

90 90

91 91

92 92

93 93

94 94

95 95

96 96

97 97

98 98

99 99

100 100

101 101

102 102

103 103

104 104

105 105

106 106

107 107

108 108

109 109

110 110

111 111

112 112

113 113

114 114

115 115

116 116

117 117

118 118

119 119

120 120

121 121

122 122

123 123

124 124

125 125

126 126

127 127

128 128

129 129

130 130

131 131

132 132

133 133

134 134

135 135

136 136

137 137

138 138

139 139

140 140

141 141

142 142

143 143

144 144

145 145

146 146

147 147

148 148

149 149

150 150

151 151

152 152

153 153

154 154

155 155

156 156

157 157

158 158

159 159

160 160

161 161

162 162

163 163

164 164

165 165

166 166

167 167

168 168

169 169

170 170

171 171

172 172

173 173

174 174

175 175

176 176

177 177

178 178

179 179

180 180

181 181

182 182

183 183

184 184

185 185

186 186

187 187

188 188

189 189

190 190

191 191

警察用電話等の処理に関する法律

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年十一月二十八日

参議院議長 佐藤 尚武
(小字は参議院修正)
衆議院議長幣原喜重郎殿

第八條 国は、地方公共団体の所有する電気用高圧電線通言設備とし

〔都合により最終号の附録に掲載〕
警察用電話等の処理に関する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

方法を協議した結果、同年八月一日、通信大臣と国家公安委員会との間の協定に基き、警察用電話市内専用八千八百十八回線、市外専用四千八百三十回線の維持管理権が通信省に假託管せられたのであります。しかしながら、これら施設は都道府県の財産でありまする関係上、所有権の移転につきましては、予算措置のほか法律を必要といたしまするため、今回政府より本法案の提出を見た次第であります。

ことを、念のためつけ加えて申し上げます。

電気通信委員会におきましては、十一月十八日、本案の予備付託、同二十八日、本付託を受け、数次にわたり会議を開催して、政府の提案理由並びに内容の説明を聽取し、政府との間に質疑応答を重ね、十一月二十五日には、地方行政委員会との連合審査会を開いて討議する等、慎重に審議をえたのであります。質疑応答の詳細は会議録に譲り、その二、三について要点を申し上げますれば、一、在來の警察用電話設備には老朽、荒廃の程度がはなはだしいものも相當にあるが、これの建設、保守を引受ける結果、電気通信特別会計の負担を増大し、公衆通信の改善を阻害し、かつ従業員の労働強化を

移管を行つた理由いかんとの質疑に対
しては、政府は、右は單に維持管理権
の移管であつて、憲法もしくは法律に
抵触しない限り、政府部内における事
務配分の問題として適法に行ひ得ると
認むる旨を答へ、四、警察電話の保守
を電気通信省に移管した場合、警察通
信の機密保持は万全を期し得られるか
との問に対し、政府は、單に機密保持
のみの見地よりすれば、警察みずから
保守に当る方がまさつておるが、施設
の改善をばかり、通信機能を増大する
ためにこの措置をとつたのであつて、
警察通信の機密確保については十分努
力する旨を答弁いたしております。
かくして委員会は、十一月二十八
日、本法案に対する質疑を終了し、十

備を専用させなければならない。
第九條　國は、前條に規定するもの
の外、何時でも、國家公安委員会
又は市町村公安委員会若しくは特
別区公安委員会の申出により、警
察の目的を達するのに必要な○電
氣通信設備を、これらに専用させ
なければならない。但し、警察の
用に充てることができる○電氣通
信設備がない場合及び予算上○電
氣通信設備の専用に関する料金の
支拂ができない場合は、この限り
でない。

2 国は、國家公安委員会又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の承認がなければ、これらが専用する○電気通信設備について、その専用を取り消し、又は停止することができない。但し、專止することができる。

ことを、念のためつけ加えて申し上げます。

電気通信委員会におきましては、十一月十八日、本案の予備付託、同二十八日、本付託を受け、数次にわたり会議を開催して、政府の提案理由並びに内容の説明を聽取し、政府との間に質疑応答を重ね、十一月二十五日には、地方行政委員会との連合審査会を開いて討議する等、慎重に審議を加えたのであります。質疑応答の詳細は会議録に譲り、その二、三について要点を申し上げますれば、一、在來の警察用電話設備には老朽、荒廃の程度がはなはだしいものも相當にあるが、これの建設、保守を引受ける結果、電気通信特別会計の負担を増大し、公衆通信の改善を阻害し、かつ従業員の労働強化を招くおそれはないかという質疑に対し、政府は、警察通信の建設保守は原則として独立採算主義によつてこれを行う方針であるから、公衆通信に悪影響を與えるとは思われない、また移管しない旨を答弁をし、二、国営電気通信が将来民営となつた場合、警察通信の処理方針いかんといふ問題に対しても、政府は、国営電気通信の民営化は、あらゆる角度からその利害得失につき慎重に検討しなければならぬ重大問題であつて、警察通信の処理をどうするかは、電気通信の企業形態に関する国策の大綱が決定した後において、その理念に従つて決せらるべきものと考える旨答弁がありました。三、さらに法律の根拠なくして、昨年八月、通信省と国家公安委員会との間に警察電話の仮

移管を行つた理由いかんとの質疑に対
しては、政府は、右は單に維持管理權
の移管であつて、憲法もしくは法律に
抵触しない限り、政府部内における事
務配分の問題として適法に行ひ得ると
認むる旨を答へ、四、警察電話の保守
を電気通信省に移管した場合、警察通
信の機密保持は万全を期し得られるか
との間に對し、政府は、單に機密保持
のみの見地よりすれば、警察みずから
保守に当る方がまさつておるが、施設
の改善をばかり、通信機能を増大する
ためにこの措置をとつたのであつて、
警察通信の機密確保については十分努
力する旨を答弁いたしております。

かくして委員会は、十一月二二十八
日、本法案に対する質疑を終了し、十
一月二十九日討論を行つたのであります
が、その際、日本共産党を代表して田
島ひで君より、一般利用者へのサービ
ス低下、従業員の労働強化、特高警察
機構の復活等を招来るおそれありと
の理由で本案に反対の意見を述べら
れ、次いで民主自由党を代表して中村
純一君は、本案に賛成の意見を述べ、
あわせて本案施行の上は、政府において
は警察通信の機密保持につき万全の
措置を講ぜられたい旨要望せられると
ころがございました。

次いで採決の結果、大多数をもつて
原案の通り可決いたした次第であります。
本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した日本国民の総意を代表するわれ／＼国会議員の、当然の責務と申してもよいのではありますまい。（拍手）

先ごろ、ユネスコ運動を積極的に支持する衆参両院の有志議員が、国会ユネスコ協力議員連盟を結成したゆえんも、ここに存するのであります。結成に際し、連盟は、ユネスコ精神の全国民への普及徹底と、日本のユネスコへの急速なる正式参加を要望するとともに、世界平和への方途として、原子弹時代を迎えたわれ／＼は、この近代科学の成果が、世界平和と人類の福祉を確保するよう、適切なる国際管理下に置かるべきことを切望する旨を決議しました。（拍手）

ならないのです。朝日新聞の社説などにおきましても、今度ユネスコの会議に出席する人を選ぶにあたって、外務省一名、文部省二名、民間一名といふように、民間を軽視することに対し、有力な警告が發せられておるのであります。

なお、その外務省の官僚たちが、一休ユネスコの名のもとに何をやつているかということは、たとえば、このパンフレット——ユネスコ・シリーズと称するこのパンフレットなどが、有力に示しておると思うのですが、この中で、外務省調査局の第三課長の曾野明君が、ソ連をめぐる國際情勢と題しまして、この趣旨のことを講演しても歩いておるのですが、反ソリーズのなおその次の目録を見てみると、「冬空の記録」とか「赤い牢獄」とかいうふうに、反ソ宣伝の一つの道具になつておる。そういう事実もあるのでござります。

元来、ユネスコの趣旨は、教育、科

学、文化を通じて平和を促進するといふところにあるのであります。ところが、これでは平和を促進するのでなくて、戦争をあらわすような結果になるのであります。(拍手)こういうやり方に対しては、われくとしては、あくまで反対しなければならない。それで、私ども共産党に所属する共産党員も、ユネスコの協力会等にたくさん入つておる。そういうところにおいて、それを民主化すべく努めておりますが、現在こういうものが官僚の手によつて促進されておるところ

とに対する抗議を申し込まなければならない。

そうしてまた、私どものユネスコの

参加を求めるという件についても、これが貿易協定やその他の問題と同じようになつてはならないと考へる。自主性がなくして、われくはどうしてこ

ういうものに参加できるか、これを深く考へてみなければいけない。貿易の問題におきましても、自主性がないままに、われくが貿易協定その他でやつて行けば、どういう結果をもたらすか。いかにわれくが損をしなければならないか。植民地化を招くような結果にならないか。こういうことについては、この壇上でも、わが党はたびたび申したわけでござりますが、このユネスコ問題についても、そのおそれが決してないわけではない。

私どもの見るところによれば、この問題は、日本がボッダム宣言を忠実に実行して全面講和を結ぶ、そういうあつかみにおいて、りつぱにやり得ることであるし、またそのときになつてこの問題を検討し、そうしてやらなければならぬ、こういうふうに考へる次第であります。しかしながら、同時に私どもは、そういう全面講和をもたらすためにも、今協力会の運動などを、世界の平和の基礎を、單に政治的

に教育並びに社会科学、自然科学等の部門をも包含し、広範囲なる一般生活の向上を目指して、その活動を拡大し、ことに文化問題に対し新しき時代の意義を與えたものと言るべきであります。

以上の理由によりまして、民主自由党は、本決議案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○岡崎勝男君 私は、民主自由党を代表して、ただいま上程になりましたユネスコ運動に関する決議案に賛成の意を表します。(拍手)この決議案は、今次の文部大臣がロンドンに集合して平和確立の方途を協議したるに端を発し、種々なる研究の結果、昭和二十年、ようやく成立を見るに至つたものであります。成立後すでに四年余りを経過いたしまして、その必要はいよいよ各國に認識せられ、その運動は日を追つて盛んになりつつあるのであります。ことに本運動の特徴としては、從来のごとく、文化問題を、ただに芸術、美術等に限定することなく、新聞、雑誌、ラジオ、映画等の報道機関により、図書館、博物館等に及び、さらには、この壇上でも、わが党はたびたび申したわけでござりますが、このユネスコ問題についても、そのおそれが決してないわけではない。

私どもの見るところによれば、この問題は、日本がボッダム宣言を忠実に実行して全面講和を結ぶ、そういうあつかみにおいて、りつぱにやり得ることであるし、またそのときになつてこの問題を検討し、そうしてやらなければならぬ、こういうふうに考へる次第であります。しかしながら、同時に私どもは、そういう全面講和をもたらすためにも、今協力会の運動などを、世界の平和の基礎を、單に政治的に教育並びに社会科学、自然科学等の部門をも包含し、広範囲なる一般生活の向上を目指して、その活動を拡大し、ことに文化問題に対し新しき時代の意義を與えたものと言るべきであります。

また、先ほど森戸議員も申されました通り、ユネスコ憲章の前文においては、世界の平和の基礎を、單に政治的の協定に置かず、人類の知的なもの上に築かんとしておるのであります。これにて、これはまことに人類の高き道義の上に平和を建設せんとするものと考えるのであります。(拍手)

わが国は、現在平和なる国家として発展し、世界の文化に貢献せんことを期しておるものでありまして、ユネスコの目的が、わが国の国是とまつたく一致するものなることは、疑いをいはずされおると思うのであります。從

ないところであります。ことに、最近講和の問題も論議せらるるに至りましたて、わが国の独立回復の日の遠からざらんことを期待しております。もとより国际社会への復帰は、民族の熱望であり、かつわが国経済自立の道でもあります。これを単に自國の利己的見地のみより要望いたしますことは、世界各國の賛同を得るゆえんではないと考えられるであります。要は、わ

が国は、まだユネスコに加盟を許されねばならない、こういうふうに考へる次第であります。しかしながら、現在すでに、その代表は正式にわが国に駐在いたしまして、ユネスコ精神の普及に多大の努力を傾けておられるのであります。今や、全国にほうはりまして、本決議案の趣旨は、政党政治の別なく賛成せらるべきものと信ずるものであります。(拍手)

しかしに、ただいま共産党の今野議員は、本決議案の趣旨はけつこうであるが、吉田内閣の性格とか国内の実情から見て、この際決議案に賛成することはむだであるという趣旨を申されたのであります。私は、吉田内閣の性格も、国内の実情も、決して今野議員のおつしやるようではないと信ずるのであります。(拍手)から百歩譲りまして、今野議員の言われる通りだといふあります。(拍手)

○岡崎勝男君(続) 将來わが国が正式加入の日に備へべきであると信ずるのあります。

以上の理由によりまして、民主自由党は、本決議案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○北村徳太郎君 静粛に願います。

○岡崎勝男君(續) 将來わが国が正式加入の日に備へべきであると信ずるのあります。

以上の理由によりまして、民主自由党は、本決議案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○北村徳太郎君 ユネスコ運動決議案につきましては、提案理由を御説明になりました森戸君、また岡崎君の賛成の御演説によつて、もはや十分に要は盡されておると思うのであります。從

つて、私はきわめて簡単に賛成の意見を述べたいと思うのであります。

今や、講和の問題がほとんど全国民

の大きな関心を集めております際、私

どもは、この一点から考えましても

この際国内の態勢を固めて行かなければならぬ。

特に、成熟した精神的ななこ
れに対応すべき態度といふものを固め
て行くことが、刻下のきわめて必要な
切実なる問題であると考えるのであ
ります。（拍手）

われ／＼は、すでに世界に類例のな
い憲法において戦争を放棄しております。
す。平和を宣言いたしております。し
かもまた、マッカーサー元帥のきわめ
て人道主義的な指導に基きまして、爾

来日本の民主化はなん／＼具体的にな
りつつありますが、しかしながら、民
主化的急速なる発展の裏には、おのお

の国民の一人々々の強い自覚に基く、
内側から来る、さらに強いもの裏づ
けがなければなりません。国民の自覚

を基礎として、強力なる基盤が、ここ
から立てられて来なければならぬ。真

これが次第々々に成熟して来るとい
うことを期待しなければならぬと思うの
であります。人格のこの自覚に基かね
ばならぬ。

共産党の諸君は、やはりわれ／＼と
同じように、民主主義をお唱えになる
のでありますけれども、これは人格の
平等観に立つていよい。人格観が違う
のでありますし、従つて、當時唯物史
觀の上に立つ共産党の諸君と私どもの
立場が違うことは、世界觀が違うので

ありますから、けだし当然であります
（拍手「階級観が違う」と呼び、その他
発言する者あり）

昨年十二月に、ハクスレー氏がユネ
スコの事務局長を辞任されて、そうし
て新たにボディ博士が二代の事務局長

に就任いたしました際に、彼は、こう
いうふうなあいさつをしておるのであ
ります。自分は、メキシコにおいて外務

大臣と文部大臣をやつたことがある、もし教
務が鋭く対立するということはあり得
ないということを申しまして、もし教

育者／＼は、この若い世代の人々の気持を無
視して、偏狭な非人道的な国家主義と
いうものに教育者が屈伏せしめられる

ならば、これは当然また外交官の分野
にあつては、復讐を怠るとする好戦的な、
侵略的な方向へ押しやられることを余

儀なくするであろう、かよろにボディ
博士は申しまして、ユネスコが国際連
合の専門機関として、教育、文化、科
学等の基礎によつて、人間性の根底に

そういう知性と道義性というものをつ
ちかつて行くことこそ、実は世

界平和の根柢でなければならぬ、これ
を強く主張しておるのであります。す

なわち、人間性の中に道義性と知性と
を打立て、それが世界連帶の立場にお
いて高揚せられるところにユネスコ運

動があり、またきわめて根本的な平和
運動があるということを強調いたして

おるのであります。（拍手）これこそ私
は、結局ゆるぎのない平和の基礎であ
るということを痛感いたすのでござい
ます。

日本は、今ユネスコ運動を通じて、
一つの窓を世界に向つて開こうとして

おる。これは世界の大道であります。
この大道の上に、ユネスコ運動にお
いて日本が立つて行くということは、き
わめて必要であります。また、眞に民
主的な、平和的な文化国家を建設する
ということは、こうした点から立ち上
げなければならぬということは、こ
ういうふうなあいさつをしておのであ
ります。自分は、メキシコにおいて外務

大臣と文部大臣をやつたことがある、もし教
務が鋭く対立するということはあり得
ないということを申しまして、もし教

育者／＼は、この若い世代の人々の気持を無
視して、偏狭な非人道的な国家主義と
いうものに教育者が屈伏せしめられる

ならば、これは当然また外交官の分野
にあつては、復讐を怠るとする好戦的な、
侵略的な方向へ押しやられることを余

儀なくするであろう、かよろにボディ
博士は申しまして、ユネスコが国際連
合の専門機関として、教育、文化、科
学等の基礎によつて、人間性の根底に

そういう知性と道義性というものをつ
ちかつて行くことこそ、実は世

界平和の根柢でなければならぬ、これ
を強く主張しておるのであります。す

なわち、人間性の中に道義性と知性と
を打立て、それが世界連帶の立場にお
いて高揚せられるところにユネスコ運

動があり、またきわめて根本的な平和
運動があるということを強調いたして

おるのであります。（拍手）これこそ私
は、結局ゆるぎのない平和の基礎であ
るということを痛感いたすのでござい
ます。

日本は、今ユネスコ運動を通じて、
一つの窓を世界に向つて開こうとして

うに、戦争は違法である、そういうこ
とを前提として考えるといふ考え方ま
で掘り下げなければならない。戦争は
違法である、そういうふうな鋭い平和
観に立つことが必要であると思うので
あります。人類の知的的な、道義的な、
しかしもまた世界連帶的な上に立つて平
和を立てるこのユネスコ運動は、私
は、およそ人間である限り、これはま
だ平和を願とする限り、文化を欲求す
る限り、当然の責務であるし、また當
然の権利である、かよう考えるので
あります。（拍手）

今、新しい兵器の出現によつて、世
界は新たな恐怖を持つておる。世界
人類の危機が来たと言われておる。ユ
ネスコ憲章の冒頭には、先ほど森戸君
もお話をされました、戦争は人間の
心の中から平和の破れることからでき
る、従つて、人間の心の中に平和のと
りでを築かねばならない、これがユ
ネスコ憲章の冒頭に掲げられた言葉で
ござります。（それだけじゃないんだ
よ」と呼ぶ者あり）

今まで、世界の歴史は、平和のため
に、という名において、大義名文とい
いは社会の外的な分野においてとい
うよりも、むしろ人間の内側において、
これが次第々々に成熟して来るとい
うことを期待しなければならぬと思うの
であります。人格のこの自覚に基かね
ばならぬ。

共産党の諸君は、やはりわれ／＼と
同じように、民主主義をお唱えになる
のでありますけれども、これは人格の
平等観に立つていよい。人格観が違う
のでありますし、従つて、當時唯物史
觀の上に立つ共産党の諸君と私どもの
立場が違うことは、世界觀が違うので

あります。

この意味におきましても、戦争放
棄、無武装、こういうような理想を推
し進めて行かなければならぬ。これが
宗教的信念にまで到達するほどの勢い
をもつて深く掘り下げなければならぬ
と思うのであります。すなわち、悪い
目的、破壊のために使われた原子力
が、どうかこれがよい目的、文化、教
育あるいは科学のために用いられて、
このことによつて、万人がほんとうに
幸福を味うというような域に達するこ
とを念願しなければならぬと思うので
あります。

日本におきましては、先ほどお話を
ございましたけれども、まだ正式加
入はないが、ドクター・リーは、パリ
から派遣せられて日本に駐在してお
る。また特殊な事実としては、本日こ
こで国会において論議せられておりま
すけれども、これより先、日本の学生
は、世界に例がないといわれるのであ
りますが、自發的に学生のユネスコ運
動を起して、これが学生の間に広く推
進されつあるということも、注目す
べきことの一つであると思うのであ
ります。ユネスコの崇高な精神が、原子
力の武器か、あるいは道徳の再武装
か、こうしたことになる。世界は、平
和か、人類の滅亡の道か、かよろ
い一つの闘争に立つておると考えるの
でございます。私は、あまり遠からざ
るうちに、そらくは講和が来るであ
ると思う。こういう大きな課題、世
界は平和か滅亡かという大きな課題を

解決すべき光榮の日が日本講和の日で
するという、むしろ日本は、この意味

あれかしと念願するものであります。

望の表現にほかならないと思うのであります。

教育にも、文化にも、科学にも、国境はありません。この国境を越えて、教

まで、わが国にかかる偉大なる科学者が存在して、心二点を、はこして幾人

化、科学を尊重する平和国民としての日本国民が、その平和的実現の方途ニ

い、あるいは官僚がいけない、あるいは三鷹事件がどうであるといふようなことをおつしやつておるけれども、こ

しかしながら、こうしたわれく国民の真実の希望と覚悟が、單なる一国民のかけ声にとどまり、またわが国内

育、科学、文化を通して、合理主義と人間性に徹した倫理を通してのみ世界平和への道は求めらるべきものである

の日本人が知つてゐたであらうか。

日本全国民がその平和的歩路の方法として、ここにユネスコ運動を全国的に展開すべく、本院において決議を行ひますることは、まさに時に適した

君。
○議長（常原喜重郎君） 小坂善太郎
ではナансセンスである。そういうもの
ではない。エヌエスコのほんとうの精神
といふものは、心をしめて十分に御
検討になると、諸君が言われる通りに
なるのであるから、なおさらエヌエスコ
運動に精進しなければならぬことにな
るということを私は申しまして、民主
野党派を代表いたしまして、この運動
に対し心よりの賛意を表するもの
であります。（拍手）

部における国民の單独のせりふ、モノローグに終つてしまつたのでは、何にもならないと思うのであります。この世界平和への願いの声は、全世界をかけまわらねばなりません。今や、敗戦の荒涼たる日本の山河の中に生れた真実の発見、平和を希求するところの戦争放棄の旗は、全世界に向つて振られねばならないと思うのであります。しかししながら、問題は平和の実践であります。平和に対する現実の追求はいかにして求めらるべきかということですね。

と思うのであります。私は、教育を何よりも重いものであると考え、また科学的にものを考え、そうして文化といふものを尊重する日本人が一人でも多くできるよう努力しなければならないと思う。これは私は本院の使命でなければならないと思うのであります。

眞のリベラリズム、ほんとうの自由主義といふものを日本人の間に瀰漫せしめねばならぬと思います。また、眞のリベラリストは、ほんとうに戦争を

○小坂善太郎君(続) また、その中間子理論とはいがなるものであるがといふことを、常識的にも説明し得る人が、一体日本人の中に幾人おるであろうかということを考えますと、われわれは、われ々の科学技術に対するところの国民的な関心のレベルといふものに對しては、あらためて反省せざるを得ないよう考へるのであります。と同時に、私どもは、国内における科学教育、文化、こういつた崇高な

ものであると考えます。(拍手)
さきに、共産党の今野君が反対論を述べられましたが、これを伺つておりますると、これは共産党の立場からするとここの現状に対する御批判であつて、これは本決議案のみならず、常に、あらゆる法案が出るたびに、われわれが聞いておるところであります。もとより、その立場からするとここの議論は自由でありまするが、本決議案の討論に関しまする限り、本決議案の趣旨をもう少しよく理解されて御討論

〔小坂善太郎君登壇〕

ければなりません。この平和実践への旗として、ユネスコ精神の全国人民への普及徹底をはかりますことは、きわめて時宜に適したことであると考えるのであります。

世界の科学技術の進歩は、遂に原子力時代を生んだのであります。が、技術や機械の進歩は、人類の福祉を持ち来すべきものであります。決して人類

る目的に携わる人々に対する尊敬心の高揚、そしてその待遇の向上について、あらためて思いをいたさねばならないと深く考えるのであります。教育、科学、文化の振興は、それ自体文化国家をつくる、教育国家をつくる、技術国家をつくる目的でなければならぬ

願いたいと考えるのであります。(拍手)

言うまでもなく、わが国は、新憲法第九條におきまして、戦争を永遠に放棄する二二の条約である。

木下玲海 木下信蔵の風を全世界に瀰漫せしめんとする理想が打立てられたのであります、翌年パリにおいて、

の不幸を招来する戦争の道具であつてはならないことは言うまでもないので

ないのでありまして、決して手段と考
えるべきではないのであります。

賛成の意を表するものであります。

乗ることを高らかにうたっております。これは、国家といたまでは徹底的な平和主義であり、民族いたしましては、透徹したところの理想主義の旗であると思うのであります。これは、われくが、日本国始まつて以来の、史上いまだかつてないところの非常な悲劇の中で体得いたしました尊い経験の反省であり、またこれは、過去に対するところの、きびしい反省の真実の声であると同時に、また将来に対して永遠の平和への真実の希望を高めさせておるのです。

このユネスコ運動は、広く全世界に向つて取上げられて参つたのであります。この人種、性別、言語あるいは宗教の差別なしに、人権及び基本的な自由を普遍的に尊重し助長して行こうとするために、教育、科学、文化を通して、諸国民の間に世界における相互の連帶性を認識せしめ、知性と理性に基く正義の観念を高めることを目的としたしましたこの大理想は、今後大きな人類の共同目標であろうと思うのであ

思想の根柢を置くアメリカにおきまして、原子力の平和的利用を考え、その実施においてすでに成功し、最近におきましては、アイソートープというような驚くべき化学製品の発見すらなされている現状であります。

最近、わが国に偉大なる科学者湯川博士が生れ、ノーベル賞を授賞せられたのであります。本院におきましても、近くこれを表彰すると聞いておるのでありますが、今日このことに至る

最近、総司令部の指摘するところに
よりますると、日本の技術は世界水準
に比して十年から遅れておる、はなは
だしきは二十年も遅れておるというこ
とを言われておるのであります。今後、
人口の多い、土地の少いこのわが国
が生きる道は、高度の技術を持ち、技
術によつて生産を確保することであ
り、また国民が高度に文化的であると
いうことにあると思うのであります。
講和会議に關する知らせがしきりに來
て論議せられておりますが、教育、文

○議長(幣原喜重郎君) 笹森順造君。
〔笹森順造君登壇〕

の中に協力会の運動があり、全国各地にこの運動が盛んに今起つております。ことから考えてみても、明らかなあります。この意味で、これはユネスコの精神が民族の魂に、その欲求に、ぴたり合つておるというところに、ただいま提案されたる深い意味があると思うのであります。(拍手)時あたかも、先ほど來、皆様方の御発言のごとくに、対日講和の問題が国際社会に取上げられておりますばかりでなく、この議場においても、皆様方が活発に御論議をなされたのであります。しかして、この講和ができ上がりました後に当然来なければならぬわが国民の安全保障の問題が、最も真剣に討議をせられて参つたのであります。この困難なる問題を解決しますためにには、何といたしましても、近い将来においては国際連合に加盟することによってこれがわれ／＼の期待を実現し得ることと考えられるのであります。この直接の関連においても、私は、ユネスコ運動を強力に推進して、この希望へと進んで行くべきことが、今の段階において最も必要なことであります。この直接の関連においても、私は、ユネスコの運動は、ぜひともみんなで協力して、これを成功せしめたいと思うのであります。

す、これは他に従属すべきものではない、あくまでもこれは最高なるものであり、至高なるものであるとして、あるいは條約その他によつて束縛せられる点がありましても、最高のものであるという理念を、今でも持つてゐる者がないかもしれません。しかし、いかなる国家でありますも、現在においては、また将来においては、国際社会から遊離し、隔絶し、單独で存在し得ることは明らかであります。(拍手)あるいはまた、従来思想を云々しまする人の中に、おのれの思想だけが至高、最高のものであつて、他の思想の存在を許さないということであれば、これこそ非民主的であります。(拍手)ここに私ども、ニネスコの大きな働きが現われて来るということを考えなければなりません。私どもが再び無用なる人類の慘遇を繰返さないためには、やはり良識のありますところの世界の国民が、ここに深き思いをいたしておるのであります。

いのかと申しますると、今日まで私どもは、この世の中に、教育があり、あるいはまた文化があり、あるいは非常なや學があるならば、それで人間が幸福になります。進歩するものだと考えておつたかもしませんが、これが非常なやまちであつたことを、私どもは見出しますのであります。一番学校をたくさん持つておつたところの国、最も進んだ科学を持つておつたところの国、しかし高い文化を誇つたところの国が、二度までの世界大戦の慘禍を起したでございませんか。ここに私どもが思ひ当りまする場合に、やはり學問も訓練も、これがすべての人に幸福を與えるということにおいてのみ存在の価値があると信ずるのであります。この意味で、私どもがよく考えなければならぬことは、すべての思想も、すべての努力も、これのことごとく國際的社會適応性をその根本に持たなければならぬのであります。この深き理解を與えるのが、すなわちこのユネスコでなければならぬ。またそつであるのであります。

すべての人が同情的に理解して参らなければならぬのであります。これがすなわち、ユネスコにおいてなしとげ得られる最も大きなことがあります。

そこで、私は最後に申し上げたいのであります。このユネスコの運動は、国家的な機関、あるいは大きな思想的な運動そのものが、自己だけが最高のものだと思う考え方を捨てて、お互いに話し合いの上で、人の話をよく聞いて、氷炭相いれどとなすところの思想も、どこに困難性があるかの氷解の点を見出す努力が必要なのであります。(「その通り」拍手)あるいはまた、世界の物資、資源をことごとく必要なものにわけ與えると申しましても、一體世界全体の貿易の隘路が、困難性がどこにあるかということをよく研究いたしまして、そうして話し合いの上でこれららの問題をきめて行かなければならぬと思うのであります。この意味において、結局するところ、私どもも主張いたしておりまする協同友愛の精神によつて世界が初めてでき上るものだと考えられるのであります。(拍手)

かく考えますときに、私どもがユネスコに対してこの運動を展開しようというときには、單にユネスコから私ども民族が恩恵を受けるということばかりでなくして、やはり先ほど来んだんお話のありましたように、日本民族の把握しておりまする、普遍的にして、しかも高い文化的のにおいのありますものを、ことごとくこれを収録し、また整理し、顯彰して、これをもつてユネスコ自体に貢献する用意が、今からなされる必要があると思うのであります。かくいたしまして、私どもがこ

のユネスコの運動をます／＼盛んに展開することをここで決意して、しかしてまた、国内におけるユネスコ活動を、政府当局においてもこれをよく理解し、また助成し、しかして、すみやかに国際ユネスコに参加ができるよう懸命にしてまた適切なる施策をとられんことを要望いたしまして、本決議案に賛成するものであります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君） これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（幣原喜重郎君） 起立多數。（拍手）よつて本案は可決いたしました。

この際外務政務次官より発言を求められております。これを許します。外務政務次官川村松助君。

〔政府委員川村松助君登壇〕

○政府委員（川村松助君） ただいま星島二郎君外十三名の議員各位の提出にかかるユネスコ運動に関する決議が採択になりましたことは、将来の国際文化興隆のため、まことに欣快にたえないところであります。

ユネスコ本部及び総司令部におきましても、わが國の国をあげての深いユネスコへの関心にかんがみ、好意ある考慮をいたされているのであります。さて、本年の第四回総会におきましても、昨年の総会に比しまして、さらに廣汎なる対日事業計画とその予算が盛られているのであります。また、近くはわが国官民の代表四名が、アメリカ国内におけるユネスコ事情の研究のた

たとえば、国有林收入のこときは年々一億円に近い、もしくはそれ以上の純益を献上して、他の管内の損失まで補つて来たのであります。米しかり、木炭しかり、電気しかり、國民經濟、國民生活に必要な基礎物資は、基礎物資なるのゆえをもつて、不当な廉価で搾取され来つたことは、今日きわめて明らかな事実であります。しかし、中央からの交付金または配当すべき利益は、二階から目擲の程度にとどまるのでありますて、おそらくは、どこの県の財政を見ても、中央に吸い上げられる国費關係だけでも、國庫より交付される配付金、補助金等の総額の約二割が三割は多いでありますよ。そもそも、地方配付税制度は、貧弱なる地方団体の救済を目的とする制度なるにかかわらず、結果は人口稠密な都會地を潤す制度と化し去つてしましました。財政が貧弱であればあるほど、國家の委任事務は地方団体の固有事務を圧迫し、やがては税の強化となつて、住民を塗炭の苦に泣かしむるに至るのであります。この際政府は、直接、間接東北から吸い上げる財政收入よりも少くない金額を平衡交付金の配布基準の中に織り込んで、東北の財政を救済することの急務が痛感されるのであります。

な東北人は、東北どこの油はしばれ
ばしほるほど出来るものなり、とのたと
えのように、税務署のなすがままにま
かせているがためでありますよう。し
かも、われくの実地調査によれば、
今日の税務署員は、二十五歳以下の者
が七、八十八パーセント、二年以下の經
験の者がこれまた七、八十八パーセント
であつて、そこにいろくと、い
ざこざの絶えないものがあるやに
推察されます。ともあれ、問題は、農
林省のごとき、超過供出米を三倍の値
段で買い、穀物資をくれるといふこ
ともなく、ただ取りつけなしの税金の
ことですから、きわめて公平なる措置
としては、この際一〇〇%を超ゆる額
だけは還付するか、それが手続上めん
どうで、できなければ、本年度以降の
減税額に纏り込むことの当然であるこ
とを強調するのであります。(拍手)。

が国の北方地帶のすぐれた景觀を世界に紹介する上にも、見のがしてはならない観光資源であります。要するに、東北振興方策については、原敬内閣に來、あるいは東北調査会、雪害対策調査会、東北振興調査会等、相当の努力を拂つて來られたにもかかわらず、いまだ有終の美果を收め得なかつたのは、アメリカのTVAのごとき雄大な構相と、思い切つて根本的、恒久的施策を強力に推進するの力がなかつたからであります。

最後に強調いたしたいことは、文文明は北進するという世界の常識であります。資源と人口とのアンバランスを最大の苦腦とするわが国の将来に残された唯一のホープは、東北以外にはない、いたずらに搾取の対象となすがごとく、国家の一大損失でなくて何でもありますよ。玉みががざれば光なし、現在のごとき原始産業のままに放置して、いたずらに搾取の対象となすがごときは、國家の一大損失でなくて何でもありますよ。玉みががざれば光なし、一日一刻も早く、政府は東北振興の総合国策について、責任をもつて万端極なきを期せられんことを切に要望します。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしき認めます。よつて本審は可決いたしました。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしき認めます。この際建設政務次官より発言を求められております。これを許します。建設政務次官鈴木仙八君。

〔政府委員鈴木仙八君登壇〕

○政府委員(鈴木仙八君) ただいま決

議になりました、小笠原八十吉君外二名提出の東北振興に關する決議案につきましては、その実情にかんがみますとして、まつたく御意旨通り、きわめて適當なことと存する次第であります。よつて建設省関係におきましては、極力本案実現に対しまして努力をいたしたいと考えておる次第であります。(拍手)

る。その主な原因はワクチン血清に廻らないところにある。B.C.G. ワクチンも同様の事態にあり、特に中壯年齢の結核罹病率の増加して現在、放置しておかれれない重大問題である。政府は、速やかにこれを解決し、国民大衆の不安を取りくべきである。

右決議する。

命に関するものより大きな問題はないと思います。人が生命を失う以上の悲しみはありません。ことに、助かるべき生命が、薬の不足によりまして助からないことに至つては、まつたく悲惨なきわみと言わなければなりません。

戦後、伝染病予防は強化されて参りました。去る第二国会においては、伝染病予防法が制定され、法定伝染病を一種に漸次増加いたしまして、ワクチンの予防薬によつて、これら伝染病並びにその他の疾病的予防に、政府も予算を増加して、国民の健康に遺憾ながらしむるよう、せつかく努力中のことは存じますが、現在は、まことに悲しむべき状態を示しておるのでござります。

結核は、罹病率及び死亡率とも依然として高まりつております。ことに、昨年寒さに向つて、百日ぜきの発生率に至つては約五倍の増加を示しております。ことにジフテリアにおいては、昨年度は、粗製ワクチンのため多くの命を失つた戦慄すべき事実は、すでに皆様の御存じのことと存じます。(拍手) そのおもな原因は、あげて予防ワクチンの品質不良と生産量の不足にあるのであります。

一般、新宿頭において、結核予防に対するBCGワクチンを使用を普及宣伝しておきましたのを開きまして、その効力を知り、喜んで探しわかつたが、遂に入手できず、たいへん落胆いたしました憤慨いたして、ある一家庭の主婦から、政府の宣伝に偽りがあるとの非難の声が新聞の投票欄に見られました。が、この主婦の痛烈な声こそ、大衆の

声として、われ／＼は率直に聞かなければならぬと存じます。(拍手)

伝染病の多いといふことは、文化国家として恥ずべきことでござります。憲法第二十五條には、国民はすべて健康で文

化的な生活を営む権利を有すると規定してあります。もちろん、憲法は国の道標であつて、急速に目的に到達することは不可能といたしましても、現状では、憲法の看板に偽りありと言われても、やむを得ないことでございましょ。政府は、至急に周到なる対策を講じて、予防接種に関する予算の増額をはかるとともに、品質と供給を良好ならしめ、予防と治療の完璧を期し、もつて大衆の声にこたえるべきであります。

この目的を達することについては、いかなる政党のイデオロギーにおいても異論のないところであります。よつて、各政党婦人議員全員が、以上の理由によりまして、右決議案を提出いたしました。各位の御賛同をお願いする次第でございます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)

この際厚生政務次官より発言を求められております。これを許します。厚生政務次官矢野西雄君。

〔政府委員矢野西雄君登壇〕

○政府委員(矢野西雄君) ただいまの御決議に対し、厚生省の決意を披露申し上げます。

予防接種に関する決議に対する政府の考え方といたしましては、実は過般京都及び島根に起りました不幸な事項に、ワクチン類の使用を禁止せざることとして恥ずべきことでござります。憲法第二十五條には、国民はすべて健康で文化的な生活を営む権利を有すると規定してあります。その後、製薬会社の厳密なる検査をいたしまして、しばらくその生産を中止するとともに、いかにして世の期待に沿うりつばな注射液等を生産せらるを得ない事態に立ち至つたのであります。その後、製薬会社の厳密なる検査をしてあります。もちろん、憲法は国の道標であつて、急速に目的に到達することは不可能といたしましても、現状では、憲法の看板に偽りありと言われても、やむを得ないことでございましょ。政府は、至急に周到なる対策を講じて、予防接種を再検査にかかるとともに、品質と供給を良好ならしめ、予防と治療の完璧を期し、もつて大衆の声にこたえるべきであります。

この目的を達することについては、いかなる政党のイデオロギーにおいても異論のないところであります。よつて、各政党婦人議員全員が、以上の理由によりまして、右決議案を提出いたしました。各位の御賛同をお願いする次第でございます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 明二日は定期より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

CGワクチンにつきましては、本年度接種計画一千二百万人の大体準備ができているような次第であります。来年度は三千六百万人分に対してその準備を進めております。

さらにジフテリヤ・トキソイド、ジフテリヤ血清並びに百日ぜきワクチンにつきましては、現状のままでは、まだ十分な需要量に達しないのであります。そこで、今製造工場等を奨励いたしまして、その需要量に達するよう努力をいたしてはいるような次第であります。

國務大臣 殖田 俊吉君
文部大臣 高瀬莊太郎君
郵政大臣 小澤佐重喜君
電気通信大臣 益谷 秀次君
建設大臣 木村小左衛門君
國務大臣 山口喜久一郎君
出席政府委員 小野 哲君
地方自治政務次官 川村 松助君
外務政務次官 大藏政務次官 水田 三喜男君
厚生政務次官 矢野 西雄君
農林政務次官 坂本 實君
建設政務次官 鈴木 仙八君

一、去る十一月三十日佐藤参議院議長から幣原議長死、国会の会期を十二月三日まで三日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る十一月三十日召集に応じた議員は次の通りである。

山形県第一区選出 鹿野 彦吉君
一、去る十一月三十日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

農林委員会 理事 保利 茂君 (理事寺島隆太郎君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

一、去る十一月二十九日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 土井 直作君 松井 政吉君

産につきましても、ただいま準備を進め、来年九月からは大体工業化が実現すると思ひますから、五百キログラムの生産ができると思ひます。さらに輸入におきましては四百キログラムの準備を整えておる次第でありますか

一、去る十一月三十日本院は第六回国会の会期を十一月一日から十二月三日まで三日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

郵便物運送委託法
外國為替及び外國貿易管理法
外國為替管理委員会設置法
外國為替特別会計法
國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
一、去る十一月三十日本院は第六回国会の会期を十一月一日から十二月三日まで三日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律
農業災害補償法の一部を改正する法律
郵便物運送委託法
外國為替及び外國貿易管理法
外國為替管理委員会設置法
外國為替特別会計法
國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
一、去る十一月三十日本院は第六回国会の会期を十一月一日から十二月三日まで三日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、去る十一月三十日佐藤参議院議長から幣原議長死、国会の会期を十二月三日まで三日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る十一月三十日召集に応じた議員は次の通りである。

山形県第一区選出 鹿野 彦吉君
一、去る十一月三十日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

農林委員会 理事 保利 茂君 (理事寺島隆太郎君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

一、去る十一月二十九日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 土井 直作君 松井 政吉君

定価一部四円五十銭
發行新規料費
東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一
電報課